

豊島区の学童クラブご利用案内～令和9年度(2027)利用申請用～

学童クラブは、保護者の就労・疾病等の理由で、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない児童のために設けられています。
 集団生活を通してこれらの児童の自立を支援し、健全な育成を図ることを目的としています。

対象児童と保護者



区内在住または、当該区立小学校在学の児童で、放課後の時間帯に保護者が次のような状況の方です。

1. 働いている（*1）
2. 病気やけがで療養している
3. 心身に障害をもっている
4. 同居の家族の看護・介護をしている
5. その他、1～4に準ずる状態にある など

（*1）就労時間・1か月の就労日数などが条件に満たないときは利用できません。
 また1～3年生及び障害のある児童と、4年生以上では利用条件が異なります。

学童クラブ名	所在地	電話番号	最寄りの小学校
仰高学童クラブ	駒込 5-1-19 仰高小学校内	3949-1307	仰高
駒込学童クラブ	駒込 3-13-1 駒込小学校内	3915-2411	駒込
巣鴨学童クラブ	南大塚 1-24-10 巣鴨小学校内	3944-4531	巣鴨
清和学童クラブ	巣鴨 3-13-12 区民ひろば清和第二内	3910-5417	清和
西巣鴨学童クラブ	西巣鴨 2-14-11 区民ひろば西巣鴨第二内	3915-2301	西巣鴨
豊成学童クラブ	上池袋 1-18-24 豊成小学校内	3940-4735	豊成
朋有学童クラブ	東池袋 4-40-1 朋有小学校内	3987-6904	朋有
朝日学童クラブ	巣鴨 5-33-1 朝日小学校内	3940-6068	朝日
池袋第一学童クラブ	上池袋 4-28-1 池袋第一小学校内	3916-3441	池袋第一
池袋本町学童クラブ	池袋本町 1-43-1 池袋本町小学校内	3988-5176	池袋本町
池袋第三学童クラブ	西池袋 3-14-3 池袋第三小学校内	5952-0755	池袋第三
池袋学童クラブ	池袋 4-23-8 池袋小学校内	3988-5254	池袋
南池袋学童クラブ	南池袋 3-5-12 区民ひろば南池袋内	3981-5460	南池袋
高南学童クラブ	高田 2-12-7 高南小学校内	3987-1877	高南
目白学童クラブ	目白 2-11-6 目白小学校内	3983-6714	目白
長崎学童クラブ	長崎 2-6-3 長崎小学校内	5995-6025	長崎
要学童クラブ	要町 2-3-20 要小学校内	3974-7397	要
椎名町学童クラブ	南長崎 4-30-5 椎名町小学校内	3953-6451	椎名町
富士見台学童クラブ	南長崎 1-10-5 富士見台小学校内	3565-2955	富士見台
千早学童クラブ	千早 3-33-5 千早小学校内	3974-1665	千早
高松学童クラブ	高松 2-57-22 高松小学校内	3974-1020	高松
さくら学童クラブ	長崎 6-16-1 さくら小学校内	3956-8177	さくら

*学童クラブは、子どもスキップ施設内にあります。

【授業のある日】

（基本利用）

放課後～午後 6 時

□土曜日は午後 5 時まで

午後 2 時ごろ 下校「ただいま～」

健康チェック

自主学習

自由あそび

午後 5 時 順次帰宅「さようなら」

午後 6 時～7 時 ※延長利用

【学校休業日】

（基本利用）

午前 9 時～午後 6 時

□土曜日は午後 5 時まで

午前 8 時 15 分～9 時 ※9 時前利用

午前 9 時 「おはよう」

健康チェック

自主学習・読書タイム

午前 10 時 自由あそび

正 午 昼食（お弁当を持参）

自由あそび

午後 5 時 順次帰宅「さようなら」

午後 6 時～7 時 ※延長利用

利用時間と 1 日の生活



延長利用

*申請が必要です。

□対象学年:全学年

□実施施設:全 22 か所学童クラブ

□延長時間:午後 6 時～午後 7 時(平日のみ)

□利用条件: ①保護者の就労時間(通勤時間含む)が午後 6 時を過ぎること
②保護者が午後 7 時までに迎えにくること

9 時前利用

*申請が必要です。

□対象学年:全学年

□実施施設:全 22 か所学童クラブ

□延長時間:午前 8 時 15 分～午前 9 時(土曜日・学校休業日のみ)

□利用条件:保護者の就労時間(通勤時間含む)が午前 9 時より前であること

休業日

日曜日・国民の祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

感染症等の流行、災害の発生等により休業になる場合があります。

帰宅時間等の 管理

学童クラブでは、出欠確認等システム(ミマモルメ)を導入しています。

専用アプリを用いて出欠・帰宅時間を管理し、入退室時間を保護者に通知しています。

利用申請について

*年度途中からの利用も可能です。

申請から利用開始までに約 2 週間かかります。

申請書類配布	令和 8 年 10 月 1 日(木)から
配布場所	各学童クラブ *一部書類は 10 月 1 日以降に豊島区 HP よりダウンロード可 ● 学童クラブから説明を聞き、記入上の注意等を確認してください。 ● 別紙「学童クラブ利用条件について」を確認してください。
一括申請期間	令和9年4月1日から利用希望の場合は、一括申請期間内に申請してください。 期間後の申請の場合、4月中からの利用ができない場合があります。 令和8年度 在籍者:令和8年 10月13日(火)~11月6日(金) *電子申請も上記期間で受付 令和9年度 新規利用希望者:令和8年11月24日(火)~12月19日(土) *電子申請受付期間:令和 8 年 11 月 13 日(金)~12 月 10 日(木) ※新規利用希望で電子申請をされた場合、申請の 10 日後から面談可能です。
申請書類提出場所	利用希望の学童クラブ(1か所のみ)*豊島区 HP より電子申請も可能です。 ● 新規利用希望者は、書類受付時に利用児童・保護者の面談があります。 予め利用希望の学童クラブ(1 ページ参照)に電話で予約をしてください。
提出書類 *書類不備がある場合、 受付できません。	①豊島区子どもスキップ学童クラブ利用申請書 ②就労証明書(証明日が令和8年10月1日以降のもの) ● 事由が就労以外のときは、その事実がわかる書類 (申立書+診断書、保護者の在学証明書など) ● 障害のある児童については、他にも必要書類があります。 詳細は各学童クラブ・放課後対策課へ問い合わせてください。
通 知	3 月上旬(予定) ● 書類審査を経て「学童クラブ利用決定通知」を郵送します。 ● 希望の施設が混み合った場合等、ご希望の学童クラブに入会できないことや、 待機となる場合があります。
備 考	● 利用条件から外れたり、事実と異なる申し立てをしたときは、利用承認を取り消 す可能性があります。 ● 5月以降に利用開始を希望される場合、希望の月の前月に申請してください。

◇学童クラブでの書類配布、及び受付時間

平 日:午前 11 時 45 分~午後 5 時 30 分

土 曜 日:午前 9 時 30 分~午後 5 時

学校休業日:午前 9 時 30 分~午後 5 時 30 分

日曜日・祝日:書類配布、受付はできません

* ご不明な点は、受付時間内に
各学童クラブに直接、お問い合わせ
ください。



利用料

◇基本利用	月額 4,000 円
◇9 時前利用	年額 1,000 円(*2)
◇延長利用	月額 1,000 円

(*2) 9時前利用は利用開始月の月末に引き落とし。

●納付方法

口座振替登録により、毎月末日に自動引落になります。月末が金融機関の休業日の時は、翌営業日です。

*4 月分は、5 月分とあわせて 5 月末に引落をします。

*国民の祝日に関する法律が改正された場合、一部日程が変更になることがあります。

*引落日の前日までに口座に入金をしてください。

*9時前利用・延長利用は、利用の有無に関わらず、申込により、料金が発生します。

●こんなときは？

月の途中から利用するとき	1 か月分の利用料が発生します。
月の途中で利用をやめるとき	
欠席するとき	学童クラブ在籍中は基本利用料が発生します。

●利用料の減額・免除 基準に該当する方は、申請により利用料が減額または免除されます。

生活保護受給世帯、令和9年度住民税非課税世帯 など	免除
令和9年度住民税均等割課税のみの世帯、令和9年度就学援助認定世帯、同一世帯から 2 人以上利用している 2 人目以降の児童 など	5 割減額

間食費

月額 1,000 円

- ・午後 5 時以降も学童クラブを利用し、間食を希望する方は、間食費を学童クラブに現金で納めてください。
- ・連続して 15 日以上欠席するときは、事前に欠席届を提出してください(間食費は半額になります)。
- ・利用料の減額・免除基準に該当する方は、区が半額を補助する制度があります(2 人以上利用は除く)。

小学校長期休業期間の配達弁当



学童クラブの利用者は配達弁当を注文出来ます。
令和8年度は一部費用の助成を行いました。
令和9年度の詳細は、各休業期間前に配布する案内をご確認いただき、登録・ご注文ください。
※利用料の減額・免除基準に該当する方(2 人以上利用は除く)は、別途区が補助する制度があります。

*令和 8 年 9 月時点の情報に基づき作成しています。



豊島区 教育部 放課後対策課
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1
☎03-3981-1058

受付時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時(平日のみ)